

平成 16 年 11 月

平成 17 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

税制調査会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員、特別委員及び専門委員は、次のとおりである。

委 員

秋山　暎弘　恵光　咲
石井　敏裕　三之　弘
井上　直裕　之樹　敏
猪瀬　直映　子合　樹
大翁　百正　寛郎　樹
奥菊　哲忠　郎義　樹
草　　忠　　義

津月　神上　月子　久彦
竹野　佐神　彦治　彦治
近中　田千　毅晃　毅晃
速野　水村　晃恒　晃恒
上岡　吉　　敏子　敏子

特別委員

堀野　利博　宏史　宏
上遠　藤安　彦護　史
尾河　崎　　雄一　彦
小島　嶋　　光功　護
竹　　田　　晴　　雄
内　　内　　佐和　一
　　佐和子　子

辻出　山口　宗正　子之
中長　里野　幸宣　実彦
林本　野　　正真　彦嗣
松間　永島　理明　明理
宮　　島　　洋　　洋

専門委員

岩太　崎　　慶　　市
　　田　　慶　　宏

川北　長宗　隆　　北
我部　我部　雄　　隆
友親　友親

目 次

一 基本的考え方	1
1. わが国経済社会の構造変化と近年の税制改革	1
2. 経済及び財政の現状	2
3. 持続可能な公的部門の構築に向けて	3
(1) 歳出・歳入両面からの財政構造改革	3
(2) 国・地方の三位一体改革	3
(3) 税・社会保障負担のあり方の改革	4
4. 今後の税制改革の道筋	5
二 個別税目の課題	6
1. 個人所得課税	6
(1) 税源移譲	6
(2) 定率減税の取扱い	7
(3) 個人住民税	7
(4) 金融所得課税の一体化	7
2. 消費税	8
3. 相続税	8
4. 法人課税	9
(1) 法人税	9
(2) 法人事業税	10
5. 國際課税	10
6. 酒税	11
7. 地球温暖化問題への対応	11
8. その他	12
(1) 企業年金等にかかる税制	12
(2) 組合事業に関する租税回避の防止	12

当調査会は、昨年 10 月、内閣総理大臣から「少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分からち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、るべき税制の具体化に向けた審議を求める。」との諮問を受け、税制改革の具体化に取り組んできた。

この間、基礎問題小委員会において、税制を取り巻く経済社会の構造変化に関する審議を重ね、今後の税制改革に向けた基礎固めを行った。その成果を本年 6 月 22 日に「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」としてとりまとめた。これと並行して、金融小委員会において、金融所得課税の一体化に関する検討を行い、6 月 15 日に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」をとりまとめた。

さらに、8 月 29 日から 9 月 5 日にかけて、欧州・北欧諸国における税制・社会保障等の改革の動向や付加価値税制度の現状について海外調査を実施した。

これらの成果を踏まえ、9 月 21 日以降、個人所得課税、消費課税、資産課税、法人課税、国際課税、環境問題への対応等の広範な分野にわたり、中期的な課題も視野に入れつつ、審議を行った。

本答申は、向こう数年間にわたり取り組むべき税制改革を展望しつつ、平成 17 年度税制改正にあたっての指針を示したものである。

一 基本的考え方

1. わが国経済社会の構造変化と近年の税制改革

わが国は、歴史的な転機とも言うべき構造変化に直面している。

少子・高齢化が世界に類を見ないスピードで進んでいる。このため、わが国人口は、2006 年をピークに継続的な減少局面に入る。今世紀半ばには、3 人に 1 人が高齢者となる見込みである。家族のあり方や会社と個人との関係も急速に変容しつつある。冷戦の終結や情報化の進展などを背景に、国境を越えた経済活動が活発化し、世界規模の競争が進むとともに、各国間の相互依存関係が拡大・深化してきている。

このような中で、公正な社会を構築し、持続的な経済社会の活性化を実現するために、さまざまな分野の構造改革を急がねばならない。

かかる構造改革の一環として、税制面においても、近年、広範な改革を実現してきた。

少子・高齢化などに伴う貯蓄率の低下傾向に対応し、個人金融資産をはじめとする各種資産の有効活用を進めるため、金融・証券税制の軽減・簡素化、相続税・贈与税の一

体化などを実施した。また、国際的な競争やモノ・資本・ノウハウの流れの変化も踏まえ、研究開発・設備投資減税の集中・重点化のほか、約30年ぶりに日米租税条約を全面的に改定した。これらの措置は、民間の努力とあいまって、着実に経済社会の活性化につながってきていているものと考えられる。

これらの改革とあわせ、経済社会の構造変化に対応し、税負担の歪みを是正する観点から、配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止、年金課税の見直しなどを行った。さらに、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるため、免税点制度などの改革を実現した。

こうした改革の流れを踏まえ、引き続き、「るべき税制」の具体化に向けた取組みを進めていかねばならない。

2. 経済及び財政の現状

近年、わが国においては、産業再生と不良債権処理をはじめとした構造改革の推進により、企業部門の有利子負債がバブル崩壊後最低の水準にまで低下するなど、民間経済の体質強化が実現されつつある。その結果、企業収益が大幅に改善し、設備投資も増加している。有効求人倍率の上昇とともに、失業率が、ここ10年来初めて趨勢的に低下するなど、雇用情勢も着実に改善しており、消費者マインドの改善もあって、個人消費は緩やかに増加している。

原油価格の動向が内外経済に与える影響や世界経済の動向に留意する必要はあるが、国内民間需要が着実に増加していることから、今後とも景気回復が続くと期待される。かかる状況の下、持続的な経済成長を実現していくため、引き続き、各般の構造改革が推進されている。

他方、わが国財政は、バブル崩壊以降の大規模な景気対策の実施もあり、長期債務残高が累増し、先進国中最悪の危機的状況にある。わが国の税負担は、累次の減税により、諸外国と比べても極めて低い水準にあり、国税収入の歳出総額に占める割合は辛うじて5割を上回る程度でしかない。その分、巨額の公債発行が続いている。

こうした現状にもかかわらず、金融の量的緩和政策の下、民間企業部門の負債圧縮などの動きもあって、資金の流れが国債市場に向かったこともあり、長期金利は低水準で推移してきた。しかし、かかる状況は永続的ではない。現在の財政状況を放置すれば、その持続可能性に対する信認低下を背景とした金利上昇により、金融市場の機能、ひいては経済全体の健全な発展が阻害されることとなりかねない。財政に対する国民や市場

からの信認を高め、持続的な経済成長を実現するためにも、財政健全化が必要である。

3. 持続可能な公的部門の構築に向けて

人口減少社会の到来など、これまでにない転換期を迎える中、現下の危機的な財政状況を踏まえると、今後、21世紀にわたり持続可能な公的部門を構築していくことが重要な課題である。

(1) 岁出・歳入両面からの財政構造改革

財政を将来にわたり持続可能なものとするためには、経済の規模に比して公債残高が累増しない財政体質を確立する必要があり、そのためには、基礎的財政収支の黒字化が前提となる。2010年代前半までに団塊の世代が年金受給者となることも考慮に入れ、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指し、財政構造改革を確固たる足取りで進めねばならない。

このため、政府は徹底した行財政改革を行う責任がある。民間にできることは民間にとの考え方の下、事務・事業の民営化などや規制改革を推進しつつ、各種の制度・施策を抜本的に見直し、行政コストの無駄を排除するなど、聖域なき歳出の削減を進めるべきである。他方、かかる歳出改革を行ってもなお、高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を確立するための取組みも避けて通れない。歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていく必要がある。

急速な人口構造の変化や、先進国中例を見ない脆弱な財政体質を踏まえれば、2010年代初頭まで残された時間は長くはない。財政赤字は、いずれは国民の負担によって償還されねばならない。財政再建への取組みが遅れるほど、財政破綻を避けるために必要となる歳出削減や税負担増の規模は大きくなる。財政が経済の足枷となる事態を避けるため、問題を先送りすることなく、できる限り平準化された形で、着実に財政健全化を進めていく必要がある。かかる取組みを明確な道筋に沿って進めることは、財政赤字に起因する国民の将来不安を払拭し、活力ある経済社会を構築するために不可欠である。

(2) 国・地方の三位一体改革

公的部門の改革の重要な柱として、地方分権を推進し、地方の自立を確立することにより、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。また、地

方の自主性、自律性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるようにするためには、地方に対する国の関与の廃止・縮減、事務・事業の徹底した見直しなどによる地方行財政の効率化が不可避である。

このような取組みとあわせて、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体の改革を推進せねばならない。平成18年度までの間に、国庫補助負担金の改革とあわせ、本格的な税源移譲を実現する必要がある。その際、地方税体系の中で個人住民税が応益性、自主性の要請に最も合致している点を踏まえ、所得税から個人住民税への移譲を基本とすべきである。今後、この方針に沿って、補助金改革の成果を上げ、税源移譲の実現を図るとともに、財源保障機能の縮小を含め地方交付税の改革を進めていかねばならない。また、地方の課税自主権の活用についても、一層推進していく必要がある。

(3) 税・社会保障負担のあり方の改革

急速に少子・高齢化が進展する中で、経済社会の活力を維持する観点から、例えば税・社会保障負担に財政赤字分を加えた潜在的国民負担率（対国民所得比）で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制することが求められている。このため、歳出全般にわたる改革を進めていく必要があるが、特に、社会保障給付のあり方について、年金、医療、介護などを総合的に捉え、雇用政策や少子化対策との関連も踏まえつつ、抜本的に見直すことが不可欠である。その際、国民の多様なニーズに対応した質の高いサービスを効率的に実現する観点から、民間サービスの思い切った活用を図る必要もある。

かかる社会保障制度の総合的な改革とあわせ、税・社会保障負担のあり方について検討を進める必要がある。平成16年度予算における潜在的国民負担率で見た政府の規模は45.1%に達しているが、税負担と社会保障負担とを合わせた狭義の国民負担率は、およそ20年前とほぼ同水準の35.5%にとどまっている。この10%程度の差は、もっぱら財政赤字によるものであり、これを放置すれば、本格的な高齢社会を支える将来世代の負担をさらに増加させることとなる。経済社会の構造変化を踏まえて税・社会保障負担のあり方を改革する中で、受益と負担のバランスを図る観点から、給付面の抜本的見直しとあわせ、現在世代の負担水準の引上げを図るべきである。その際、社会保障における税負担と社会保障負担の意義・役割や、そのどちらにより重く依存すべきかの検討が重要な政策課題となつてこよう。

4. 今後の税制改革の道筋

かかる公的部門の改革の全体像を提示しつつ、明確な道筋に沿って改革を進めることで、国民の安心を確保しながら活力ある経済社会を構築していかねばならない。

「平成 16 年度の税制改正に関する答申」で指摘したように、「るべき税制」に向けての抜本的税制改革は、国・地方の三位一体改革、社会保障制度の改革と整合性をとつて行う必要があり、2010 年代初頭の基礎的財政収支の黒字化に取り組む上でも避けて通れない課題である。

国・地方の三位一体改革の中で、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲の実施とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う必要がある。こうした中で、いわゆる定率減税については、平成 11 年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復のため、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入された経緯を踏まえ、経済への影響も十分に考慮しつつ、平成 18 年度までに段階的に廃止すべきである。

基礎的財政収支の黒字化に向け、平成 18 年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な税制上の措置を判断する必要がある。また、平成 18 年度までを目途に結論を得るべく、社会保障制度の総合的な改革とあわせ、税・社会保障負担のあり方についても検討を行うことが不可避である。社会共通の費用を広く公平に分かち合う観点から、抜本的な税制改革について、平成 18 年度までを目途に結論を得るべく検討を進めていかねばならない。その一環として、消費税についても国民的な議論を進めていくべきであろう。

消費税の創設から税率引上げに至る従来の税制改革は、個人所得課税の大幅な負担軽減とあわせ、消費課税の相対的なウェイトを高めることを主眼として行われてきた。今後の税制改革にあたっては、歳出改革の推進や民需主導の持続的な経済成長を実現していくこととあわせ、必要な公的サービスの費用を広く公平に分かち合うため、所得・消費・資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めつつ、全体としての税負担水準の引上げを図ることが必要となろう。個人所得課税の本来の機能を回復するとともに、消費税の税率を引き上げていくことが、今後の税体系構築の基本となる。経済社会の構造変化を踏まえつつ、資産課税、法人課税、国際課税のあり方、さらには地球温暖化をはじめとする環境問題への税制面からの対応などについても、早急に検討を行う必要がある。

当調査会としては、かかる基本的考え方の下、「るべき税制」の具体化に向け、審議